

議案第61号

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
CADシステム使用料	令和 5年度から 令和10年度まで	1,345
土木積算システム使用料	令和 5年度から 令和10年度まで	5,505
土木積算システム保守点検委託	令和 5年度から 令和10年度まで	795

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 5年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
CADシステム使用料	1,345			5-10	1,345			1,345	
土木積算システム使用料	5,505			5-10	5,505			5,505	
土木積算システム保守点検委託	795			5-10	795			795	
合 計	7,645				7,645			7,645	